**（お知らせ）各種申請等にかかる押印の廃止について**

令和３年２月15日付けで「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、広域連合に関する各種申請等について、令和３年４月１日より押印を廃止することとなりましたので、お知らせいたします。

**押印欄を削除した様式は、下記のとおりです。**

○清掃センターの使用に関する様式

1. 清掃施設使用許可申請書
2. 清掃施設使用許可申請書（追加車両・廃止車両届）
3. 清掃施設計量カード交付申請書
4. 清掃施設使用廃止届
5. 搬入証明交付申請書
6. 施設備品借用申請書

○火葬場の使用に関する様式

火葬及び分骨証明申請書

○日向東臼杵広域連合行政不服審査手続等を定める規則に関する様式

1. 審査請求書
2. 口頭意見陳述申立書
3. 証拠書類等提出書
4. 受領書
5. 審査請求取下書
6. 提出書類等閲覧等請求書